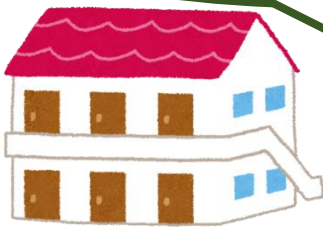




電気・ガスの契約トラブルにご注意！

「契約変更しませんか？」突然やってくる電気・ガスの勧誘に注意しましょう

管理会社から委託を受けました。
アパート全体の契約が変更になります。
検針票を見せてください。



【訪問販売】



電気料金、高くないですか？
もっと安くなりますよ！



【電話勧誘】

出典：消費者庁イラスト集

若年層は訪問販売、それ以外の年代は電話勧誘販売の相談が見られます。
「検針票を見せるだけ」「安くなるなら」と思って契約すると…

アパート全体の
契約ではなかった！



お得になるはずだったのに…

契約前よりも
高額な請求！

●その場で契約しないでしっかり確認する！

必ずプラン内容を確認し、契約の意思がなければはっきり断りましょう。また、他の事業者と比較検討しましょう。

●安易に「検針票」を見せない！

検針票には契約切替に必要な個人情報等が書かれており、勝手に契約変更される恐れもあります。

注意してケロ！



県消費生活センター
キャラクター
“ケロちゃん”
消費者庁消費者教育
推進大使

少しでも不安に思ったら、消費者ホットライン「188」へ！

冬季・年末年始に増加する事故に注意しましょう！

浴室での溺水事故

～寒くなるにつれ発生件数増加～

寒い…!!

- ・入浴前に、脱衣所や浴室を暖めておきましょう。
- ・食後すぐの入浴や、飲酒後、医薬品服用後は避けましょう。
- ・お湯の温度は41度以下、つかる時間は10分までを目安に。
- ・こまめに水分補給をしましょう。



苦しい!!

餅による窒息

～死亡事故の約2割が正月三が日に発生～

- ・餅は小さく切り、食べやすい大きさにしましょう。
- ・飲み物や汁物でのどを潤してから食べましょう。
- ・ゆっくりとよく噛んでから飲み込みましょう。



周りの方は高齢者の様子に注意を払って見守ってケロ！



除雪機の事故

～事故の約8割は、誤使用・不注意が原因～

- ・安全機能の無効化は絶対にしない。
- ・エンジンをかけたまま離れない。
- ・人が近くにいるときは使用しない。
- ・雪詰まりを取り除く際はエンジンを切り、雪かき棒を使用する。
- ・屋内や換気の悪い場所ではエンジンをかけたままにしない。



1月・2月の消費生活法律相談日

- 1月 15日 (水)
- 2月 5日 (水)

午後2時30分から
午後4時30分まで

弁護士が無料でアドバイスします。
事前予約が必要ですので、県消費生活センターまでお問合せ下さい。

山形県消費生活センター

〒990-8570

山形市松波2-8-1 (山形県庁2階)

《相談受付》月曜～金曜 9:00～17:00

《電話番号》023-624-0999

消費者ホットライン188番も
ご利用ください

ホームページはこちらから→

